

離島活性化交付金交付要綱

	平成25年5月20日	国国離第23-2号
改正	平成26年2月6日	国国離第82号
改正	平成27年2月3日	国国離第46号
改正	平成29年4月3日	国国離第59号
改正	平成30年4月2日	国国離第50号
改正	平成31年4月1日	国国離第59号
改正	令和3年1月28日	国国離第47号
改正	令和5年4月1日	国国離第35号
改正	令和6年4月1日	国国離第103号

(総則)

第1条 離島活性化事業に係る離島活性化交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号。以下「交付規則」という。）、離島活性化交付金事業実施要綱（平成25年5月20日付国国離第23-1号。以下「実施要綱」という。）及び離島活性化交付金事業実施要領（平成25年5月20日付国国離第23-3号。以下「実施要領」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによる。

(事業実施主体、補助事業及び補助対象経費)

第2条 離島活性化交付金（以下「交付金」という）は都道府県又は市町村に交付するものとし、その交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第6条に規定する離島活性化事業計画に基づき、都道府県、市町村又は民間団体（以下「事業実施主体」という。）が実施する定住促進事業及び交流促進事業とする。

2 交付金の交付の対象とすることができる経費（以下「補助対象経費」という。）及び都道府県又は市町村に対し交付する交付金の額は、別表に定めるところによる。

(交付の申請)

第3条 都道府県又は市町村は、交付金の交付を受けようとするときは、すみやかに別記様式第1の交付金交付申請書を国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。なお、申請書には離島活性化事業計画書を添付しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第4条 大臣は、前条の申請に係る補助事業が適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、別記様式第2の通知書により、その旨を都道府県又は市町村に通知するものとする。

2 大臣は、交付決定に際して、必要な条件を付することができるものとする。

(交付申請の取下げ)

第5条 都道府県又は市町村は、適正化法第9条第1項の規定により交付金の交付の申請を取下げようとするときは前条の交付金交付の決定通知書を受けた日から起算して15日以内に別記様式第3により、その理由書を添えて大臣に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第6条 都道府県又は市町村は、交付金の交付決定額の変更、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更（別表に定める軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ別記様式第4の申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 都道府県又は市町村は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記様式第5の申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 都道府県又は市町村は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは速やかに別記様式第6の報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 都道府県又は市町村は、大臣が必要と認めて指示したときは、補助事業の遂行状況を別記様式第7により大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 都道府県又は市町村は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。）から起算して1箇月以内又は交付金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第8の報告書を大臣に提出し、補助事業の実績の報告をしなければならない。

(額の確定等)

第9条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第6条に基づく承認をした場合は、その承認内容。）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、別記様式9により都道府県又は市町村に通知するものとする。

2 大臣は、都道府県又は市町村に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

(概算払の請求等)

第10条 都道府県又は市町村は、交付金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、別記様式第10の概算払請求書又は精算払請求書を官署支出官国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 大臣は、第6条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 都道府県又は市町村が、適正化法、施行令、要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県又は市町村が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (3) 都道府県又は市町村が、交付金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく交付金の返還及び加算金の納付については適正化法第19条の規定を適用する。

(財産の処分の制限)

第12条 都道府県又は市町村は、適正化法第22条の規定による大臣の承認を受けようとするときは、国土政策局長が別に定める「国土政策局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について（平成23年10月24日付け国総第44号）」によるものとする。

(取得した財産の管理)

第13条 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、当該事業の目的に従って効率的な管理運営を図らなければならない。

2 都道府県又は市町村は、取得した財産等について、別記様式第11の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(利用状況等の報告)

第14条 都道府県又は市町村は、補助事業の終了の翌年度から起算して5ヶ年間について、補助事業に係る施設の利用状況等を当該年度の翌年度の6月30日までに報告しなければならない。

(帳簿等の整備)

第15条 事業実施主体は、補助事業の経理について特別の帳簿を備えるとともにその内容を証する関係書類を整理し、他の経理と区分して、その収支を明らかにしておかななければならない。

2 帳簿等は補助事業終了の翌年度から起算して5ヶ年間整備保管しなければならない。

3 事業実施主体は別記様式第12の調書を作成しておかななければならない。

(指導、監督)

第16条 大臣は、必要があると認めるときは、交付金の交付の目的を達成するために必要な限度において、交付金の交付を受ける都道府県又は市町村に対し、交付金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(附則)

この要綱は、平成25年5月20日から施行し、この要綱による規定は、平成25年度予算の成立の日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成26年2月6日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成27年2月3日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和3年1月28日から適用する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の実施要綱第3条(1)ウ①及び(3)アの規定による事業であつて、令和4年度補正予算により実施する事業については、令和5年度に限り、なお従前の例による。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表(第2条、第6条関係)

事業	経費	補助金の額	軽微な変更	
			事業内容の変更	経費の配分の変更
離島活性化交付金事業	<p>(定住促進事業) 事業費</p> <p>離島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県、市町村(当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。)又は民間団体が離島活性化計画に基づいて行う定住促進事業に要する経費</p>	<p>事業実施主体が都道府県、市町村(当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。)の場合、要する経費の2分の1以内</p> <p>事業実施主体が民間団体の場合、要する経費の3分の1以内、かつ都道府県又は市町村が当該経費に対して補助する金額の範囲内</p> <p>流通効率化事業については、事業実施主体が民間団体であっても、その要する経費の2分の1以内を都道府県、市町村に交付</p> <p>また、特定有人国境離島地域における輸送支援については、要する経費の10分の6以内、かつ都道府県又は市町村が当該経費に対して補助する金額の3倍以内</p> <p>産業活性化事業における創業金の場合、交付対象事業費の1事業者あたりの上限額は600万円とし、都道府県又は市町村毎に3件までを上限とする。ただし、3を超える離島を管轄する自治体においては、協議のうえ5件まで上限を変更することができるものとする。</p> <p>企業の創業支援については、要する経費の3分の1以内、かつ都道府県又は市町村が当該経費に対して補助する金額の範囲内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>(1)事業実施主体の変更</p> <p>(2)事業の実施場所の変更</p> <p>(3)施設の構造の変更</p> <p>(4)施設の規模の10%を超える増減</p> <p>(5)主要機能の変更</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>(1)総事業費の2割を超える増減</p> <p>(2)工事費、測量設計費、事務費の相互間におけるそのいずれか少ない額の経費の2割を超える額の流用</p>
	<p>(交流促進事業) 事業費</p> <p>離島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県、市町村(当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。)又は民間団体が離島活性化計画に基づいて行う交流促進事業に要する経費</p>	<p>事業実施主体が都道府県、市町村(当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。)の場合、要する経費の2分の1以内</p> <p>事業実施主体が民間団体の場合、要する経費の3分の1以内、かつ都道府県又は市町村が当該経費に対して補助する金額の範囲内</p>		

事業	経費	補助金の額	軽微な変更	
			事業内容の変更	経費の配分の変更
	<p>(定住促進事業及び交流促進事業において施設整備を実施する場合)</p> <p>1. 事業費 離島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県、市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。）又は民間団体が離島活性化計画に基づいて行う事業に要する下記の経費 (1) 工事費 (2) 測量設計費 (3) 事務費</p> <p>2. 機材の導入 離島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県、市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。）又は民間団体が離島活性化計画に基づいて行う事業に要する下記の経費 (1) 機械器具費 (2) 工事雑費</p> <p>3. 指導監督費 1の事業につき都道府県又は市町村が調査・指導及び監督等を行うに要する経費</p>	<p>事業実施主体が都道府県、市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。）の場合、要する経費の2分の1以内 事業実施主体が民間団体の場合、要する経費の3分の1以内、かつ都道府県又は市町村が当該経費に対して補助する金額の範囲内 流通効率化事業については、事業実施主体が民間団体であっても、その要する経費の2分の1以内を都道府県、市町村に交付</p> <p>事業実施主体が都道府県、市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。）の場合、要する経費の2分の1以内 事業実施主体が民間団体の場合、要する経費の3分の1以内、かつ都道府県又は市町村が当該経費に対して補助する金額の範囲内 流通効率化事業については、事業実施主体が民間団体であっても、その要する経費の2分の1以内を都道府県、市町村に交付</p> <p>都道府県又は市町村が調査・指導及び監督等に要する経費の2分の1以内</p>	<p>(1) 事業実施主体の変更 (2) 施設の場所の変更 (3) 施設の構造の変更 (4) 施設の規模の10%を超える増減 (5) 主要機能の変更</p>	

(注) 1 経費の細目については、国土政策局長が別に定める離島活性化交付金事業計画作成要領で定める。
2 経費の欄の1及び2の経費から3の経費に流用してはならない。

別記様式第1

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

都道県知事又は市町村長
氏 名

年度離島活性化交付金交付申請書

年度において、離島活性化交付金事業を実施したいので、離島活性化交付金交付要綱第3条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 交付申請額 金 円

3 経費の区分 (単位：円)

事業項目	交付申請額	備考
定住促進事業		
交流促進事業		
計		

別記様式第2

番 号
年 月 日

都道県知事又は市町村長 殿

国 土 交 通 大 臣

年度離島活性化交付金交付決定の通知について

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度離島活性化交付金
については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項
の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規
定により通知する。

記

- 1 交付金交付の対象となる事業の内容は、 年 月 日付 第 号で
申請のあった離島活性化交付金交付申請書（以下「申請書」という。）の
とおりとする。
- 2 補助事業に要する経費および交付金の額は、次のとおりである。ただし、
補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費および
交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

事 業 名

総事業費 円

交付金の額 円

- 3 補助事業に要する経費の配分およびこの配分された経費の額に対応する
交付金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

4 交付金の額の確定は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額と、配分経費に対応する交付金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか少ない額とする。

ただし、事業実施主体が民間団体の場合の額の確定は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額の合計額に3分の1を乗じて得た額と、配分経費に対応する交付金の額（変更された場合は変更された額とする。）と、地方公共団体の負担額とのいずれか少ない額とする。

5 事業実施主体は、本決定通知に定めるもののほか交付金に関する法令、離島活性化交付金交付要綱、離島活性化交付金実施要綱に従わなければならないものとする。

6 都道府県又は市町村は、本交付金に係る間接交付金の交付を決定するときは、当該交付額に係る間接交付金相当額を遅滞なく、間接補助事業者に交付しなければならない。

別記様式第3

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

都道県知事又は市町村長
氏 名

年度離島活性化交付金交付申請取下げ書

年 月 日付 第 号をもって申請した離島活性化交付金の交付申請は下記により取り下げたいので離島活性化交付金交付要綱第5条の規定により申し出ます。

記

1 事 業 名

2 理 由

別記様式第4

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

都道県知事又は市町村長
氏 名

年度離島活性化交付金交付決定変更申請書

年 月 日付国国離第 号で交付決定通知のあった離島活性化交付金について交付決定の内容等下記のとおり計画を変更したいので、離島活性化交付金交付要綱第6条第1項に基づきその承認を申請します。

記

1 変更事項及び理由

変更事項	変更申請の主たる理由

2 変更の内容

(1) 交付決定額の変更

交付決定額	変更増減額	変更額	摘要

(2) 補助事業の内容及び経費の配分の変更

変更事項ごとに別記様式第1に変更前と変更後の欄を設け、変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること。

別記様式第5

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

都道県知事又は市町村長
氏 名

年度離島活性化交付金事業中止（廃止）承認申請書

年度離島活性化交付金事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、
離島活性化交付金交付要綱第6条第2項の規定により承認方を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止（廃止）後の措置

別記様式第6

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

都道県知事又は市町村長
氏 名

年度 離島活性化交付金事業事故報告書

年度離島活性化交付金事業に事故が生じたので、離島活性化交付金
交付要綱第6条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 事故の内容および原因
- 4 補助事業に係る収支予算、事故発生までに要した経費の収支状況および
交付金の交付決定額
- 5 事故に対してとった措置およびとるべき措置

別記様式第7

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

都道県知事又は市町村長
氏 名

年度離島活性化交付金事業遂行状況報告書

このことについて、離島活性化交付金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助事業の遂行状況の概要
- 3 補助事業費に係る収支の概要
- 4 補助事業の完了予定日

別記様式第 8

国土交通大臣 殿

番 号
年 月 日

都道県知事又は市町村長
氏 名

年度離島活性化交付金事業実績報告書

年 月 日付国国離第 号をもって交付金の交付決定の通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、離島活性化交付金交付要綱第 8 条の規定により、その実績を報告します。

記

(以下、別記様式第 1 に準じて作成すること。)

(注) 添付書類

- 1 経費の区分
- 2 契約書等の写
- 3 竣工検査調書の写
- 4 出来高設計書(計画書)
- 5 設備購入等契約書の写(検査調書等を含む)
- 6 施設等の施工状態が判断できる写真

別記様式第9

番 号
年 月 日

都道県知事又は市町村長 殿

国 土 交 通 大 臣

年度離島活性化交付金交付額確定の通知について

年 月 日付 第 号で提出のあった 年度離島活性化交付金
事業実績報告書に基づき、交付金の額を金 円に確定したので、離
島活性化交付金交付要綱第9条の規定により通知する。

別記様式第10

番 号
年 月 日

官署支出官

国土交通省大臣官房会計課長 殿

都道県知事又は市町村長
氏 名

概算払（精算払）請求書

年 月 日付国国離第 号をもって交付決定（額確定）通知のあつた 年度離島活性化交付金について、概算払（精算払）を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

事業名

請求金額

金

円

内訳

国庫補助金	
既概算交付額	
今回請求額	
差引残額	

別記様式第 1 1

離島活性化交付金 取得財産等管理台帳
(年度)

取得者の氏名・名称	
財産名	
規格	
金額（円）	
取得年月日	
耐用年数	
保管・設置場所	
備考	

年度離島活性化交付金調書

国土交通省所管 国土交通本省

(事業実施主体名)

国			事業実施主体										備考	
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入現額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額		

- 「国」の「歳出予算科目」は、項および目を記載すること。
- 「事業実施主体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費、支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、事業名及び参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等の事業実施主体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等にかかる交付金等についての調書の作成は本表に準ずること。
この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」および「収入済額」の数字下欄に国庫交付金額を内書（ ）をもって附記すること。